

我が国の地方自治の成立・発展 第6期

第6期 戦後地方自治制度の修正期
(1952—1960年)

松藤 保孝

高崎経済大学地域政策学部教授

財団法人 自治体国際化協会 (CLAIR)
政策研究大学院大学 比較地方自治研究センター (COSLOG)

本誌の内容は、著作権法上認められた私的使用または引用等の場合を除き、無断で転載できません。
引用等に当たっては出典を明記してください。

問い合わせ先

財団法人 自治体国際化協会（総務部企画調査課）

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-7相互半蔵門ビル

TEL: 03-5213-1722 FAX: 03-5213-1741

Email: webmaster@clair.or.jp

URL: <http://www.clair.or.jp/>

政策研究大学院大学 比較地方自治研究センター

〒106-8677 東京都港区六本木7-22-1

TEL: 03-6439-6333 FAX: 03-6439-6334

Email: localgov@grips.ac.jp

URL: <http://www3.grips.ac.jp/~coslog/>

序

(財)自治体国際化協会及び政策研究大学院大学では、平成17年度より「自治制度及び運用実態情報海外紹介等支援事業」を実施しています。同事業は、現在、海外に対する我が国の自治制度とその運用の実態に関する情報提供が必ずしも十分でないとの認識の下、我が国の自治制度とその運用の実態に関する外国語による資料作成を行うとともに、国内外の地方自治に関する文献・資料の収集などを行うものです。

平成22年度には、前年に引き続き、『自治関係の主要な統計資料の英訳』、『アップ・ツー・デートな自治関係の動きに関する資料』、『分野別自治制度及びその運用に関する説明資料』、『我が国の地方自治の成立・発展』の作成などを行うとともに、比較地方自治研究センターに収蔵すべき国内外の地方自治関係文献・資料の調査を行うこととしました。

本事業の内容などについてご意見があれば、(財)自治体国際化協会、又は政策研究大学院大学比較地方自治研究センターまでお寄せいただくようお願いいたします。

平成23年1月

財団法人自治体国際化協会 理事長 木村 陽子
政策研究大学院大学 学長 八田 達夫

はしがき

本冊子は、平成 17 年度より、政策研究大学院大学比較地方自治研究センターが財団法人自治体国際化協会と連携して実施している「自治制度及び運用実態情報海外紹介等支援事業」における平成 22 年度の成果の一つをとりまとめたものです。同事業は、「自治制度及び運用実態情報海外紹介等支援事業に関する研究委員会」を設置し、それぞれの細事業ごとに、「主査」、「副査」をおいて実施されています。

同事業のうち、『我が国の地方自治の成立・発展』（全 10 冊）の作成については、我が国の地方自治の成立、発展の経緯、歴史について研究を進めることは、今後の各国における地方自治の発展を考える上で参考になる点が多いとの考えのもと、平成 20 年度からその検討を進めることとしました。以下の委員を中心に検討が進められ、21 年度から 22 年度にかけて、各委員により冊子として順次とりまとめられる予定になっています。

- (主査) 井川 博 政策研究大学院大学教授
上子 秋生 立命館大学政策科学部教授
- (副査) 小西 敦 全国市町村国際文化研修所調査研究部長
小山 永樹 前筑波大学大学院図書館情報メディア研究科准教授
(平成 21 年 3 月まで)
- 中平 真 金沢大学大学院人間社会環境研究科教授 (平成 21 年 5 月から)
松藤 保孝 高崎経済大学地域政策学部教授

本冊子は、『我が国の地方自治の成立・発展』シリーズの Vol.6 として、1952-1960 年（第 6 期）における日本の地方自治の発展の経緯、歴史について、松藤委員によって執筆されたものです。

第 6 期（1952-1960）は、我が国の独立後、我が国の行政システムは、地方自治を深化させるという名のもとで、中央政府によって法律を手段とする地方自治の統制と画一化が進んだ時期であります。財政危機に陥った地方自治体が続出する中、地方財政対国家財政という行政組織間の対立構造の中で地方自治の姿が議論され、また、国家や地域の経済発展が重視されていました。

ご執筆いただいた松藤委員をはじめ、貴重なご意見、ご助言をいただいた研究会の委員各位に、心から感謝申し上げます。

平成 23 年 1 月

「自治制度及び運用実態情報海外紹介等支援事業に関する研究委員会」座長
政策研究大学院大学教授 井川 博

第6期 戦後地方自治制度の修正期（1952—1960年）

高崎経済大学 地域政策学部 教授

松藤 保孝

はじめに

太平洋戦争終了後、連合国軍総司令部により、彼等が理想とする市町村の自主性をたいへん尊重した理想主義的な統治システムが日本に導入された。しかしながら、冷戦の進展、とりわけ朝鮮戦争の開始によって、米軍による日本の基地化が進み、また、1951年の平和条約締結による我が国の独立後、我が国の行政システムは、中央集権的な画一的・効率的行政システムに回帰していった。

この時代は、地方自治を深化させるという名のもとで、中央政府が法律という統制手段を使い全国一律の画一化を進めた。各地方公共団体は、自主的判断の余地がどんどん縮小し、地域の実情に応じた多様性や創意工夫が影をひそめ、決められたことを決められた通りに執行していくことが大切にされた。

また、財政面では、戦後の復興と合わせ戦後新たに行うこととなった行政事務を執行するための経費が増大し、地方公共団体の財政は極めて厳しい状況となった。地方財政と国家財政とのせめぎ合いの中で、地方公共団体にとっては、国庫からいくらとってくるかが議論の中心となった。

さらに、特定地域の開発を促進するための制度が用意されたが、特定地域と言いながら、全国のほとんどすべての地域が対象となっており、また、個人の活動や個々の企業等の活動の個性に着目したものというより、基盤整備や一般的な金融支援が中心であり、人々の要求に受動的に対応した非戦略的なバラマキ型の地域開発のスキームであった。

このように、この時代は、当時の我が国の政府関係者の考え方に合わせて、戦後改革の修正を行ってきた。結果として、地方公共団体では、制度の維持や地方公共団体そのものの財政の視点が優先し、地域の住民の幸福の追求や、地域の企業の利益向上の支援による地域経済の活性化といった、地域の経営体として、創意工夫をし、自ら政策や創造し、地域の経済力を涵養するといった視点が、希薄になっていった感がある。そうした意味で、現在のグローバルな変化への対応や政策の企画立案に課題を有する地方公共団体のありようが形成されたとも言える。

朝鮮戦争の拡大とともに、日本の工業生産や輸送機関は特需ブームにわき、急速な復興と高度経済成長につながった。

また、1955年10月に、日本社会党ができ、11月に保守合同により自由民主党が誕生した。これにより、これ以降継続して、自由民主党が政権を担い、日本社会党が野党第一党を続けるという55年体制が出来上がった。

1 平和条約の締結と占領の終了

1.1 平和条約と日米安全保障条約の締結

1950年の朝鮮戦争の勃発、中国軍の参戦と戦線の膠着によって、アメリカ国内では、日本のアメリカへの協力を強化するために、日本との講話を早期に実現すべきとの声がより高まった。ただ、それは、出撃のための基地となる在日米軍基地の継続的使用と日本の再軍備計画と表裏一体のものと考えられており、日米安全保障条約と日米行政協定が講和交渉と並行して協議され、また、沖縄と小笠原はアメリカの軍政下に残ることが平和条約の前提条件とされた。日米安全保障条約では、アメリカの要求により、「極東における国際の平和と安全の維持」とのいわゆる極東条項が盛り込まれ、在日米軍のアジアへの出動の根拠となった。また、有事の際、日本の軍事力は米軍司令官の指揮を認めることとされた。

こうして、1951年9月、対日講和条約がサンフランシスコで締結され、同日、日米安全保障条約が締結された。

日本は、両条約が発効する1952年4月28日に独立したが、北緯29度以南の沖縄及び小笠原に対し、アメリカは、立法・行政・司法上の権力を行使する権利を有することとされ、また、アメリカの陸海空軍に対し、場所を特定しない形で軍事基地を提供することとなった。また、同日、日本は、中国本土の中華人民共和国ではなく台湾の中華民国と日華平和条約を締結した。

1.2 自衛隊の創設

アメリカの要請に応じ、1952年7月に保安庁法、1954年6月に防衛庁設置法と自衛隊法が成立し、防衛庁と、陸上自衛隊13万人、海上自衛隊16000人、航空自衛隊6300人の自衛隊が創設された。なお、1953年12月、与論島以北の奄美群島が日本に返還された。

1.3 破壊活動防止法の成立

公安審査委員会が、「暴力主義的破壊活動」を行う団体の解散、活動制限などを行うことを定めた破壊活動防止法が1952年に成立した。共産党などを容疑団体として監視するため法務省の外局として公安調査庁が設置され、また、総理府に治安情報などの収集のため内閣調査室が設置された。

2 リッジウェイ声明と、警察制度、教育委員会制度、地方自治制度の見直し

2.1 リッジウェイ声明と政令諮問委員会の設置

(1) リッジウェイ声明

1951年4月、連合国軍最高司令官のマッカーサー元帥が更迭され、その後任にリッジウェイ中将が就いた。同年5月、リッジウェイ中将は、日本の独立に備えるため占領管理政策を緩和する方針を明らかにし、総司令部の指示により制定された法令を見直す権限が日本政府に与えられたとの声明を発表した。

(2) 政令諮問委員会の設置と答申

リッジウェイ声明を受けて、政府は、既存の諸制度を再検討するため、1951年4月、吉田首相の私的諮問機関として「政令諮問委員会」と呼ばれる非公式の委員会を発足させ、7人の民間学識経験者を委員に委嘱した。政令諮問委員会は、まず、公職追放の解除について審議し、1951年6月には答申を提出した。それに基づき、同月下旬から、順次、追放解除が行われた。

委員会は、次に、独占禁止法などの経済法令の規制の緩和と労働関係法規の改正の問題などを検討し、1951年6月、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、労働基準法、労働組合法などに関する意見をとりまとめた。

(3) 政令諮問委員会の行政制度の改革に関する答申

1951年8月、政令諮問委員会は、行政機構の改革について審議した結果として「行政制度の改革に関する答申」を提出した。その内容は、簡素で能率的な行政制度の確立、行政事務の範囲の大幅な整理縮小、中央・地方の行政機構の整備・簡素化、余剰人員の整理、地方公共団体の組織の縮小簡素化などである。地方行政に関しては、憲法上国が最終的責任を負う義務教育や生活保護等の行政事務については、国の最終責任を全うすることができるよう違法不当の行政を是正する手段を留保すること、地方公共団体の行財政能力を強化するため市町村の規模の適正化を目的としてその統合を勧奨すること、府県の内部部局は、総務・経済・土木・社会・労働の5部制を原則とし外局として教育委員会を置くこととし人事委員会は総務部に附置することなど、地方公共団体に対する中央統制が強化される内容となっている。また、人口15万人未満の市町村の公安委員会及び教育委員会は廃止すること、さらに、選挙管理委員会、農業委員会、漁業調整委員会及び福祉事務所は廃止することとされた。

(4) 行政簡素化本部の設置

政府は、委員会の答申を受け、国・地方を通じた行政機構の改革と人員の縮減及び行政事務の簡素化・能率化を推進するため、1951年8月、内閣官房、行政管理庁、法制意見局、地方自治庁及び労働省の担当者で組織する行政簡素化本部を設置し、地方自治体の行政機構について、簡素化・能率化・合理化という観点から、政府による改革が行われた。

2.2 自治体警察の廃止

(1) 住民投票による廃止

戦後、すべての市及び人口5000人以上の市街的町村には「自治体警察」を置き、その運営は中央政府の統制から外れ、それ以外の地域は「国家地方警察」が警察業務を行うこととされた。国家地方警察についても、地方分権の観点から、都道府県の住民を代表する趣旨をもって選任される都道府県公安委員会の管理に属することとされていた。

しかし、運用面で、また、財政負担の面で課題があり、町村の希望もあり、1951年に警察

法が一部改正され、町村は、住民投票により任意に自治体警察を廃止することができることとされた。その結果、1947年の発足時に1605（うち町村は1386）あった自治体警察は、402（うち町村は127）に減少した。

(2) 都道府県警察への移行

1954年の警察法の全面改正により自治体警察は廃止され、都道府県警察へ移行した。五大市は、最後まで、自治体警察の存続を希望し、また、この法改正の際に、国会では大乱闘騒ぎとなった。

2.3 教育委員会委員公選制の廃止

(1) 全市町村での教育委員会委員選挙

1948年、都道府県、9大市、その他教育委員会の任意設置を予定する市町村において、我が国初の教育委員会委員選挙が行われた。また、1952年に、すべての市町村に教育委員会を設置することとし、全国一斉に委員選挙が行われた。当選者は、現職教員、元教員、教育専門家などが大多数を占め、また、大都市での投票率が5割を切るなど、国民の関心も低かった。全国知事会、全国市長会、全国市町村議会議長会などからは、首長も住民の直接選挙で選ばれている、財政的負担が大きい、日本の国情に合わないなどの理由で、反対の意見が相次いだ。

(2) 委員公選制の廃止と中央集権的教育制度

1951年、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が制定され、教育委員会委員の公選制が廃止された。この改正により、教育委員会の委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとされた。また、都道府県の教育長は文部大臣の、市町村の教育長は都道府県教育委員会の承認を得て任命することとされた。

文部大臣は、都道府県及び市町村に対して、都道府県教育委員会は市町村に対して、教育事務の適正な処理を図るため必要な指導、助言、援助を行うこととされた。

さらに、市町村立小中学校の教職員の人事権を、市町村教育委員会の内申をまって都道府県教育委員会が行うこととされた。このように、国の統制が強まり、教育に関する国の責任は大変重いものとなった。

2.4 地方自治法の見直し

(1) 1952年の地方自治法の改正

地方自治法が施行されたが、地方公共団体の基盤が脆弱であったことから、その自主性を強化するとともに、地方公共団体の組織及び運営を簡素合理化し、地方自治に対する不経済・非能率という不信を除去することを念頭に、1952年、地方自治法が改正された。

1952年の地方自治法改正の主な内容は、次のとおりである。

①区長公選制の廃止

1946年の東京都制の改正により、都の区は、特別地方公共団体となり、原則として、市に関する規定が適用され、条例の制定権、課税権、起債権が認められ、その区長は公選とされた。しかし、都及び特別区並びに特別区相互間の事務処理の一体化をできるだけ確保することが必要であることから、1952年の地方自治法の改正で、区長の公選制を改め、区長は特別区の議会が都知事の同意を得て選任することとされた。しかし、その後、区議会の多党化の進展などにより、区長の任期満了後、後任の区長の選任ができず区長不在という状態が長期化するような状況がみられるようになってことなどから、1975年から公選制に戻ることになった。

②事務の委任は法令によることと規定

地方公共団体に対して安易に事務を強制しないように、地方公共団体又はその機関に対する事務の委任及び地方公共団体に対する経費の負担は、必ず法律又はこれに基づく政令によることとされた。

③大臣や都道府県知事への市町村に対する勧告等の権限の賦与

内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、適切と認める技術的な助言又は勧告を行う権限を与えた。また、各大臣又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会に対し、その所管する事務の運営等について適切と認める技術的な助言又は勧告を、都道府県又は市町村に行う権限を与えた。

④地方公共団体からの助言等を請求する制度の設置

地方公共団体の側から、内閣総理大臣、各主務大臣、都道府県知事に対し、総合的な監査や主任事務に関する監査を求め、その結果に基づく技術的な助言又は勧告を請求する制度が新に設けられた。

⑤議会の簡素化

都道府県議会の議員の定数を条例で減少することができることとされ、また、定例会が年4回に減少された。

⑥都道府県の内部部局に対する規制

都道府県の内部部局は、従来、法律で必置局部と任意局部が定められていたが、人口段階別に標準局部を最低4部・最高10部と規定し、各都道府県は条例で局部を設けることとされた。また、副知事、市の助役、副出納長の必置制を改め、条例で設置の有無を決定できることとされた。

⑦行政委員会委員の定数削減など

選挙管理委員会の委員や監査委員の数を削減し、行政委員会の委員は原則として非常勤とされた。

⑧市町村合併の促進

都道府県知事に対し、市町村合併に関する計画を定め関係市町村に勧告する権限を与えた。また、この計画を内閣総理大臣に提出させ、国の行政機関に、これを促進するための必要な措置を講ずる義務を課した。

⑨事務の共同処理の促進

地方公共団体が事務を共同で処理する方式として、一部事務組合に加え、協議会の設置、機関・職員の共同設置、事務の委託の3つの方式が新たに創設された。

(2) 1954年の地方自治法の改正

①第一次地方制度調査会の答申

1952年、政府は、地方自治の一層の進展を図るため、府県制度や大都市制度をはじめ地方自治制度を全般的に検討するため、地方制度調査会を設置した。

第一次地方制度調査会は、1953年10月に、「地方制度の改革に関する答申」を内閣総理大臣に提出した。その答申は、地方公共団体の種類・規模・事務の配分などに関する事項、地方公務員制度に関する事項、地方公共団体と国の出先機関との関係に関する事項、議会の組織及び運営に関する事項、地方公共団体と住民組織等との関係に関する事項、大都市制度に関する事項など、相当広範囲にわたった。

②1954年の地方自治法の改正

1953年の第一次地方制度調査会が広範囲な答申を行ったが、答申の内容についてはさらに検討すべき事項も多かったことから、町村合併の促進に必要な事項や、自治体警察の廃止に伴う改正など、小規模の改正が行われた。

主な内容は、市となるべき人口要件が3万人から5万人に引き上げられたこと、また、財産区住民の意思に基づいた財産区財産の管理がなされるような規定の整備がされたこと、などである。

(3) 1955年の改正案の廃案

地方議会の機能を縮小しその活動を制限することを主な内容とする地方自治法改正案が、1955年に国会に提出されたが、地方議会側の強力な反対などにより、審議未了廃案となった。

(4) 1956年の地方自治法の改正

1956年、地方自治法が改正された。主な内容は、府県と市町村の機能分担の明確化、指定都市制度の創設、議会運営の簡素化・合理化などである。

市町村は、住民に最も身近で住民の日常生活に直接関連する事務を処理する基礎的な地方公共団体であり、都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる事務、統一的な処理を要する事務、市町村に関する連絡調整の事務、高等学校や病院の設置など一般の市町村が処理することが不相当と認められる程度の規模の事務を行うこととされた。

2.5 大都市制度をめぐる議論

1889年の市制制定の当初から、東京、横浜、名古屋、京都、神戸、大阪の六大都市は、特別市制の制定を求めている。1947年に、地方自治法の改正により、「特別市制」が創設されることとなった。

特別市制は、人口50万人以上の市で法律で指定するものを特別市とし、府県の区域から分離独立させ、道府県の機能と市の機能を行わせるというものであった。

しかし、特別市を指定する法律の制定をめぐり、五大市と、関係府県との間で、激しい議論が行われた。五大市側の主張は、大都市に必要な行政の質は中小都市と本質的に異なっていること、行財政能力でも府県と同等である大都市が府県と二重行政を行い府県と国との二重の監督を受けることは行政の簡素化・効率化にも反することなどであった。関係都道府県側は、府県と大都市間の二重行政は行政事務の再配分によって解決できること、大都市が独立した後の残存地域が府県として弱体化し行政運営が不可能になること、沿革的にも社会経済的にも大都市は周辺市町村と一体性をもって発展してきていること、府県区域の統合や道州制が論議され始めた時であったので、府県制度全般の問題の中で議論すべきであることなどと主張した。

また、法律論として、地域特別立法であるため日本国憲法95条に基づく住民投票が必要となるが、その住民とは市の住民か府県の住民かで議論となった。連合国軍総司令部の指示で、関係都道府県の選挙人の賛否の投票によることとされ、特別市制度の導入が困難となったと言われている。

1956年の地方自治法改正で導入された「指定都市制度」は、府県と市町村という二層構造は残したままで、行政事務の再配分とこれに伴う財源の配分によって、各種個別の法律に基づく行政事務については、原則として、都道府県から独立し、国と市という一層制で行うこととされた。この指定都市は、1956年9月の創設当初は、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市、大阪市の5市であった。その後、1963年に北九州市が、1972年に、札幌市、川崎市、福岡市が指定され、現在では、平成の市町村合併に伴う要件の緩和もあって、現在19市が指定されている。

2.6 「地方制案」の答申

1957年、第四次地方制度調査会は、「地方制案」を答申した。これは、府県を廃止し、全国をブロックに分け、内閣総理大臣が「地方」の議会の同意を得て任命する長を有する「地方」を設置するというものである。「地方」議会の議員は、任期4年の直接選挙とし、国の出先機関が処理している事務は極力「地方」に移譲し当該国の出先機関は廃止すること、また、府県の手事は極力市町村に移譲することとされた。

地方制案は過半数ギリギリの賛成で答申されたもので、複数の府県の区域を合わせた区域を単位とし公選により選ばれた長を有する「府県統合案」が少数意見として答申に併記された。

知事会は、「地方制案」に強く反対したが、市長会、全国町村会、市議会議長会の代表者達は、この「地方制案」を支持し、強力に主張した。

2.7 地方公務員制度の整備

(1) 地方公務員法の施行

地方公共団体の人事行政に関する根本基準を確立するため地方公務員法が1950年に制定され、1951年以降、段階的に施行された。地方公務員の人事行政は、地方公務員法に基づく地方公共団体の条例等で定めることとされており、遅々として進まなかったものの、順次、条例等が順次制定されていった。また、職員団体に関する規定の施行により、労働組合から職員団体に切り替えられることとなった。

また、都道府県及び5大市においては、若干の例外を除き、1951年の期限までに人事委員会が設置されたが、大多数の地方公共団体では同年の期限までに公平委員会は設置されなかった。

(2) 1952年の地方公務員法の改正

地方行政の簡素化の観点から、1952年に地方公務員法が改正され、これまで人事委員会を置くことができた人口15万人未満の市は、公平委員会のみを設置することとされた。また、公平事務の委託の制度が設けられた。また、それに先だって、同年、「町村職員恩給組合法」、「公務員の懲戒免除等に関する法律」が制定された。

(3) 「義務教育学校職員法案」の提案

1952年に制定された義務教育費国庫負担法で、1953年から、義務教育職員の給与費の半額を国庫負担することとされていた。しかし、大蔵省が強硬に反対し、一方、文部省が主張する、義務教育職員を国家公務員とする「義務教育学校職員法案」が1953年に国会に提案された。この案は、衆議院の解散により廃案となった。

(4) 「地方公務員の人員整理に関する件」の閣議決定

1954年、「地方公務員の人員整理に関する件」が閣議決定され、都道府県及び5大市は5.5%、市は5%、町村は4%、警察職員は3万人、大学及び高等学校職員は2%、それぞれ削減することとされ、小中学校職員は、増員を3万人余抑制することとされた。この措置は、原則として1954年度に実施することとされ、都道府県及び市の一般職員については2年間に、警察職員については4年間に実施することとされた。当時から、国が、地方公共団体の人事行政の根幹に直接介入しているのである。

(5) 教育公務員の政治活動の制限

1954年、教育公務員特例法が改正され、公立学校の教育公務員について、その職務の特殊性から、一般の地方公務員より政治的活動の制限を強化し、国立学校の教育公務員の例によることとされた。

また、義務教育諸学校における教育を不当な政治的影響力から守り、義務教育の政治的中立を確保するため、同年、「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律」が制定された。

(6) 警察法の改正

1954年、自治体警察の廃止と都道府県警察の発足に伴い、警察法が改正された。これにより、地方警察職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務、公務災害補償については、国家公務員である警察庁職員の例を基準として定めることとされた。また、国家公務員である警察本部長が、地方公務員である地方警察職員を任命するという形態ができた。

(7) 市町村職員共済組合法の制定

1954年、市町村職員共済組合法が制定され、市町村職員にも退職年金及び退職一時金の制度が設けられた。都道府県職員も対象とする国家公務員共催組合法とともに、地方公務員の共済制度が整備され、市町村職員共済組合は、1955年に設置された。

(8) 自治大学校の開校

地方公務員の研修を行うための中央政府の機関の設置については、戦後まもなくから計画されており、また、地方団体側からも強い要望があったので、自治大学校設置法は制定され、1953年、東京の麻布に、自治庁の機関として自治大学校が開校した。

2.8 地方公営企業法の制定

水道、交通、病院などの事業に関する地方自治法及び地方公務員法の特例法として、1952年、地方公営企業法と地方公営企業労働関係法が制定された。民間企業の長所をとりいれ効率的な経営ができるように、企業管理者が業務の執行について当該地方公共団体を代表する

こと、経理は企業会計方式を採用すること、企業職員については団結権及び団体交渉権を認めることなどが定められた。

3 自治省の設置

3.1 地方財政委員会の設置

1950年に、地方財政に関する地方団体の強力な利益擁護機関として、国、都道府県及び市町村相互の間の財政の調整を図り、地方自治の本旨の実現を推進する機関として、内閣総理大臣の所轄の下に、「地方財政委員会」が設置された。地方税財政などの地方自治制度の企画立案は、地方自治庁の権限とされており、地方財政委員会は、基本的に執行機関とされた。

3.2 自治庁の設置

地方自治に関する行政機関が、地方自治庁と地方財政委員会に分離されていることは、不自然で非効率であり、合理性がなかったことから、1952年、地方財政委員会、地方自治庁、全国選挙管理委員会が統合され、総理府の外局として自治庁が発足した。

3.3 自治省の設置

その後、地方自治の国政における比重の高まりの中で、1960年、自治庁と国家消防本部とが統合され、自治省が発足した。

4 町村合併の推進

4.1 町村合併促進法の制定

1950年の神戸勧告を契機に、市町村に一層の事務を配分する前提として、事務を執行できる規模・体制の市町村とするため、1953年、1956年9月末日までの3カ年の時限法として町村合併促進法が制定され、政府の誘導により、市町村合併が全国的規模で推進された。

これは、中学校を独立して運営できることが町村にとって最低限必要と考えられたこと、また、生活保護、保育所、消防、水道等、住民の日常生活に関わる行政を積極的に行うことができることが目標とされたことによる。

4.2 町村合併促進法による支援措置の内容

(1) 議会議員の任期又は定数の特例

議員の職を失うことが合併の障害とならないよう、合併後1年間は、合併前の市町村の議会の議員は全員が合併後の新市町村の議員として在任できる、又は、合併後の1任期間は、地方自治法の定める合併後の新市町村の定数の2倍の数まで議員数を増員できることとされた。

(2) 地方交付税の額の確保

地方交付税の額は、合併後5年度間は、合併しなかったものとして算定される合併前市町村の額の合計額を下回らない額とすること。

(3) 交付税以外の財政上の特例など

新町村建設計画に基づく事業については、地方債をその財源とすることができること、また、各省の国庫補助金については、合併町村に対し優先的な取り扱いとすることとされた。

また、新町村建設計画の実施上必要な国有財産・国有林やの払い下げの特例も認められた。

4.3 町村合併の進展

(1) 町村合併基本計画の決定

政府は、1953年10月に、町村合併促進基本計画を閣議決定し、人口8000人未満の町村8245の95%に当たる7832を合併の対象とし、この計画によって町村数は、約3分の1の3373となることを目指した。

(2) 町村合併の進展

町村合併促進法が時限措置により廃止された1956年には、約9500あった町村が3500に減った。特に、人口5000人未満の町村の数は、6669から329に激減した。

これは、交通機関の発達、電信電話の普及、工業化の進展などにより、住民の日常生活圏が旧来の市町村の区域を超えて広がったので、住民に対する総合的、効率的政策を実施するためには、市町村の区域をできるだけ日常生活圏に近づけることが合理的であったことによる。また、戦後、国により、市町村で処理すべきこととされた事務が質量ともに増大したが、旧来の町村ではそれを実施する行財政基盤が十分ではなかったことによると考えられる。さらに、特別交付税などを含めた財政上の支援措置が有効であったと考えられている。

4.4 新市町村建設促進法の制定

1956年、新市町村建設促進法が、5カ年の時限立法として制定された。これは、新市町村建設計画の実行を支援するため、国及び都道府県の協力援助措置、諸法律の特例などを定めるとともに、未合併市町村の合併を促進するため、都道府県知事の勧告と、これに応じない場合の住民投票、都道府県知事の勧告を受けても町村合併を行わない市町村に対する内閣総理大臣の勧告と制裁措置などを定めるものであった。

これを受けて1958年に閣議決定された「町村合併最終処理方針」に基づき、各都道府県は、町村合併最終処理計画を定め、未合併市町村の事情を詳細に検討し、合併を促進するための必要な措置を講じることとされた。

5 地方税制度の改正

5.1 1951年の改正

1950年に創設された地方税制度が、1951年に若干手直しされた。その主な内容は、市町村民税に法人税割が設けられたこと、給与所得者の源泉徴収が制度化されたこと、国民健康保険税が設けられたこと、個人住民税所得割の課税方式が追加され、選択の幅が3方式から5方式に増えたことなどである。

5.2 1952年の改正

(1) 国会における非課税措置の拡大

政府の方針と異なり、国会において、事業税、遊興飲食税、入湯税などについて、特定の納税者の負担軽減を目的に、税率の軽減、非課税範囲の拡大等、大幅な修正が行われた。また、減収に対する補填措置も行われなかった。

(2) 改正の主な内容

個人事業税について、基礎控除が設けられ、また、国会の修正により、事業税の非課税範囲が、日刊新聞発行事業に加え、新聞送達業、新聞広告取扱業、出版物発行業まで広げられた。さらに、社会保険診療に係る所得には事業税及び特別所得税を課さないこととされ、入湯税及び遊興飲食税についてその税率がほぼ半減されるとともに課税除外の範囲が拡張された。さらに、新設の発電施設に対する固定資産税の税率が最初の3年間に限り大幅に引き下げられた。

5.3 1953年の改正

必要最小限度の改正が行われ、商工会議所の固定資産、農業協同組合等の事務所及び倉庫、健康保険組合の病院及び診療所等には固定資産税を課さないこととされたほか、事業税について教科書供給業を非課税とするなどの改正が行われた。

5.4 1954年の大改正

(1) シャウプ税制の大幅な改革

道府県税の拡充強化を主な目的に、シャウプ税制に大幅な改革が行われた。その主な内容は、市町村民税の一部移譲による道府県民税の新設、たばこ消費税及び不動産取得税の新設、揮発油税の一部譲与税化、個人事業税の税率引き下げ、固定資産税の税率引き下げなどである。

(2) 道府県民税の創設

道府県民税が創設されたのは、道府県民税が主に事業税、遊興飲食税、自動車税のように都市部に集中する税目によって構成されていたこと、道府県の行政経費を広く多数の住民、

特に、農山村の住民に負担させることを目的としたものであった。しかし、徴税コストや納税者負担を低減するため、個人の道府県民税は、道府県自らは賦課徴収せず、市町村に賦課徴収を法律で委任して市町村民税と合わせて市町村が賦課徴収し、道府県民税の総額を市町村が道府県に渡す仕組みとされた。

(3) 入湯譲与税の創設

1954年の改正で、入湯税は、娯楽施設利用税として残されたものを除き、府県から国に移譲され、その10分の9の額が入湯譲与税として国から道府県に譲与されることとなった。府県税収入の15%前後を占めていた入湯税が国税に移管され、また、道府県税を調整財源として譲与税化する先駆けとなるものであった。

5.5 1955年の改正

1955年の地方税制の改正は、前年の改正を引き継いだ税務行政上の技術的な改正が行われた他、たばこ消費税が引き上げられた。

5.6 軽自動車税の新設

1958年の地方税法の改正により、小型二輪車、原動機付き自転車と自動車税のうちの軽自動車を併せて対象にする市町村税として軽自動車税が新設された。

6 地方財政制度の見直しと地方交付税制度の創設

6.1 地方財政平衡交付金制度の問題点

地方財政平衡交付金制度については、その後、問題点が明らかとなった。まず、地方財政平衡交付金の総額の決定について、すべての地方公共団体ごとに財政需要から財政収入を差し引き、その不足額を合計するという方式であったが、国の予算編成において議論が絶えなかった。地方公共団体の側からすれば、常に、財政需要が過小に査定され、必要な額の交付金が国で予算化されなかった。また、ドッジラインの影響で国の予算は超緊縮財政であったし、朝鮮戦争や占領の終了を契機に中央集権的要素が強まっていったことが、拍車をかけた。

地方財政委員会は、再三、国会に意見を提出したが、国会での交付金の増額は行われなかった。

こうしたことから、地方財政計画の規模は、毎年、地方公共団体の決算額を下回り、その差は、1951年度の決算額の9%弱から、1953年度の14%強へと乖離が膨らんでいった。

また、地方公共団体の赤字の原因は、自らの経営努力ではなく平衡交付金が足りないからという考え方が広まるなど、地方公共団体の中央依存体質を強めてしまったとの指摘もなされている。

こうしたことから、1954年、地方財政平衡交付金法の一部改正が行われ、同年から、地方交付税制度が発足した。

6.2 地方交付税制度の創設

地方交付税は、その総額を国税の一定割合（所得税、法人税及び酒税の収入額の100分の20）と法律で定められている。また、普通交付税の総額が引き続き各地方公共団体の財源不足額の合計額と著しく異なることとなった場合には、地方行政制度の改正又は国税三税に対する交付税率の変更を行うこととされているが、現実的には、地方財政の状況が厳しい中で交付税率の変更はほとんど行われていない。

地方交付税は、地方公共団体共有の独立財源という観念であり、地方行政を財政的に保障する機能を有するものである。

国会では、国税三税の交付税率の当否に議論が集中し、結果的に、22%に修正可決された。

6.3 義務教育費国庫負担制度の復活

1950年度のシャープ勧告に伴う地方財政制度の改革により、義務教育費の国庫負担制度は廃止され、地方団体の自主性を拡充するため、地方財政平衡交付金制度により義務教育費の財源を賄うこととされた。

しかし、地方財政の窮迫により、府県間で教職員給与に格差が出たこと、全国知事会も義務教育費を全額国庫負担とするよう意思表示したことなどから、1953年、義務教育費国庫負担法が施行され、義務教育費国庫負担制度が復活した。

理論給与費や理論定数に基づいて国庫負担額を決めるのか、国庫負担制度の所管をどこで行うのかなど、様々な議論が展開されたが、義務教育教職員給与費に対する国庫負担額は実支出額の2分の1とすること（ただし、特別の事情があるときはその最高限度額を政令で定めることができる）、教材費は児童生徒数を基礎として算出することとされた。

6.4 地方財政の窮乏

(1) 朝鮮特需の中での財政状況の悪化

戦後の新たな行政事務の増加に伴う財政需要の増大などにより、地方財政は、悪化の一途をたどった。1951年度は、1950年に発生した朝鮮戦争に伴う特需の影響で税収は前年度より44%増加したものの、物価の騰貴や地方公務員の給与改定、災害復旧費、義務教育施設の増改築経費などで財政需要が急増し、地方財政はさらに混乱した。

また、この税収増は、法人事業税、市町村民税法人税割に集中し、地方公共団体間の財政力の不均衡をさらに増大させた。

(2) さらに財政状況が悪化する1952年度、53年度

1952年度においては、前年に行われた給与改定の平年度化やさらなる給与改定に加え、公共事業等による負担の増大、物価の上昇などにより歳出が増加した一方で、朝鮮戦争の休戦による特需が終息し、また、地方税法の改正による入湯税、遊興飲食税の税率が半減したことなどにより、地方財政の窮乏はさらに深刻になった。

こうしたことから、1952年度の地方財政の決算状況は、実質赤字団体が2,631団体と前年度の3倍以上、赤字額も300億円と前年度の約3倍となった(注1)。

1953年度は、さらに深刻な状況になった。国会で予算審議が行われていた3月に、衆議院のいわゆる「バカヤロー解散」が行われ予算の成立がずれこんだ。また、2、3月の東北地方の冷害、夏から秋にかけての西日本を中心とする集中豪雨や台風の被害を受け、給与改定などと併せて、財政需要が急増した。一方で、景気の停滞や地方税の減税措置などにより税収が増えず、平衡交付金も不足したことなどにより、1953年度末の実質赤字団体は、39府県、1685市町村にのぼり、その累積赤字額も巨額となった(注2)。こうした地方公共団体では、昇給停止、行政整理、事業の圧縮など、緊縮財政が行われ、職員給与の支払い遅延となった団体もあった。

1954年度末では、実質赤字団体は、2281団体と全体の4割となり、特に、都道府県は、34団体が赤字であった(注3)。1952年度から、毎年、約200億円の赤字を積み重ね、1954年度末の累積赤字額は649億円となった(注4)。

(3) 地方制度調査会「財政再建整備のための特別措置法の制定」を提言

こうした状況の中で、地方制度調査会は、地方財政の立て直しが重要な検討課題とし、1953年10月、「財政再建整備のための特別措置法の制定」を答申した。

(4) 地方財政再建促進措置法の成立

1955年12月、地方財政再建促進措置法が成立し、18府県、180市、400町村の計598の地方公共団体が、この法律に基づき財政再建が進められた。

財政再建計画には、住民税、事業税、固定資産税等について標準税率を超過して課税すること等を内容とする増収計画、職員の整理等による人件費の抑制等を内容とする歳出削減計画を盛り込むこととされた。財政再建団体の努力と併せて、高度経済成長が始まり、神武景気や岩戸景気が訪れたことや、1956年度以降の、地方交付税率の25%への引き上げ、軽油引取税や都市計画税の新設、国有資産等所在市町村交付金及び納付金制度の創設、公共事業の国庫負担割合の引き上げ、などにより、地方財政の再建は順調に進み、1961年には概ね赤字再建問題は解決した。

1956年の経済白書では、前年からの好景気を反映し、「もはや戦後ではない」と記載された。

6.5 その他の地方財政の整備

(1) 基地所在市町村助成交付金制度の創設

1957年、在日米軍や自衛隊の基地が所在する市町村に対して、助成交付金を公布することとされ、そのための「国有提供施設等所在市町村助成交付金法」が成立した。

(2) 公営企業金融公庫の創設

水道の新設・改良事業や病院の新築・改築事業がさかんになってきたこと等を背景とし、地方公共団体が経営する水道、交通、病院事業などの公営企業に対し、低利かつ安定した条件で資金を供給するため、1957年、公営企業金融公庫が設置された。

(3) 地方交付税率の引き上げ等

1958年の地方交付税法の改正により、公布税率が26%から、27.5%に引き上げられた。また、普通交付税と特別交付税の割合が、92%対8%から、94%と6%に改正された。

7 その他の主な制度の整備

7.1 住民登録制度の実施

地方公共団体の住民は、その地方公共団体の行政に参加する選挙権などの権利を有するほか、義務教育学校への通学、国民健康保険など、様々な行政に関係してくる。

地方公共団体の住民であるかどうかは、その区域内に住所、すなわち生活の本拠を有するかどうかで定められる。そのため、その市町村内に住所を有する者を把握し、記録しておくことが必要となる。従来は、行政目的ごとにバラバラに記録されていたが、記録を統一する制度として、1951年に、住民登録法が施行され住民登録制度が創設された。

住民登録制度は、住民登録の事務を市町村の事務とするものであり、市町村は、その住民について世帯を単位とする住民票を作成し、住民の、氏名、年齢、住所等を記載することとされた。また、引越その他の住民票の記載事項の修正は、本人からの届出又は職権により行うこととされた。

しかし、各行政ごとにバラバラに記録を作るシステムは残ったままであった。

7.2 国民皆保険

1948年の国民健康保険法の改正により、国民健康保険は、市町村営の強制加入とされたが、国民健康保険を実施していない市町村もあり、また、保険料の収納率は低下し、保険財政は厳しい状況であった。

1953年、新国民健康保険法が成立し、市町村に対して1956年までに国民健康保険を実施すべき義務を課した。国民は、被用者保険に加入していない場合には、国民健康保険に強制的に加入することとされた。また、保険給付の範囲を被用者保険と同様に改善し、給付割合を5割以上とした。さらに、市町村国民健康保険の事務費及び療養給付費に対する国の補助制度を負担金制度に改めた。国は、事務費の全額と療養給付費の2割を負担することとし、医療給付費の5分に相当する調整交付金が設けられ、国民皆保険に対する国の責任が明確となった。

この法律の制定により、1961年4月、国民皆保険が達成された。

なお、国民皆保険の達成と並行して、財政上、医療費の問題が大きくなってきた。

7.3 国民皆年金

1959年、国民年金法が制定された。従来、公的年金としては、企業等に勤務する者を対象とする厚生年金、公務員を対象とする国家公務員共済組合、市町村職員共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、船員保険などがあった。これらの対象となっていない国民は、公的年金の対象外であったが、国民年金法の成立により、全国民が、公的年金の対象となった。

国民年金制度の対象は、既存の公的年金制度に加入していない人で、既存の公的年金に加入している者の配偶者又は学生は希望によって加入できることとされた。保険料は、20歳から34歳までが月額100円、35歳から59歳までが月額150円であった。年金給付は、老齢、障害、母子、遺児、寡婦の5種類とされた。

7.4 危険物規制の充実

火災予防上の危険物の取締りについては、従来、市町村の条例措置に委ねられていた。一方、条例が制定されていない市町村や、技術的な知識不足等から徹底を欠いている地域があった。1954年、消防法が改正され、危険物の規制に関する技術上の基準はすべて政令で定め、設置許可等の権限は、消防本部の置かれている市町村の区域は市町村、消防本部の置かれていない市町村の区域は都道府県知事とされた。また、危険物取扱主任者等の資格試験は、都道府県知事が行うこととされた。

なお、この改正法施行時の1959年9月30日現在で、全市町村3542のうち、消防本部が置かれている市町村の数は、410であった。

8 特定地域の開発

8.1 国土総合開発法の施行

(1) 国土総合開発法の内容

1950年に、国土総合開発法が施行された。この法律は、「国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資すること」を目的としていた。

そのため、全国総合開発計画、地方総合開発計画、府県総合開発計画、特定地域総合開発計画が定められていた。「特定地域」とは、「資源の開発が十分に行われていない地域、特に災害の防除を必要とする地域又は都市及びこれに隣接する地域で特別の建設若しくは整備を必要とするもの等」であった。

(2) 特定地域の指定

国土総合開発法に基づき設置された国土総合開発審議会は、特定地域の指定基準づくりに取り組んだ。42都府県の51地域が、特定地域の指定に名乗りをあげた。

国土開発審議会の答申を受け、内閣総理大臣は、1951年に19の地域を指定した。その後、東北開発促進法の制定を契機に、1957年に東北の3地域が追加指定され、その指定地域は、全国の面積の3分の1にも及んだ。

特定地域の総合開発は、特定水系の河川流域を中心とした食糧増産や電源開発等と国土保全を目的としたもので、特定水系の河川流域が多く指定された。その後、数年かけて各地域ごとの特定地域総合開発計画が閣議決定され、国を中心に事業が実施された。

8.2 奄美群島の振興

奄美群島は、戦後、米軍の統治下におかれたが、1953年12月、日本に復帰した。

1954年、奄美群島復興特別措置法が制定された。この法律は、奄美群島の急速な復興と主要産業の育成等の措置を講じるため、総合的な復興計画を策定し、事業を実施することを目的とした。1954年10月、内閣総理大臣が、奄美群島復興五カ年計画を決定した。その後、計画期間が10年に延長され、文教施設の整備、つむぎの生産や精糖などの主要産業の復興、社会福祉施設の整備などが進められた。

8.3 ブロックごとの開発促進法の制定

(1) 総論

1950年、北海道開発法が制定されていた。その後、1957年に東北開発促進法など東北開発三法が制定されると、続いて、1959年に九州開発促進法、1960年には、四国開発促進法、北陸開発促進法、中国開発促進法が制定された。また、大都市圏についても、1950年に制定された首都建設法に代わり1956年に首都圏整備法が、1963年に近畿圏整備法が、1966年に中部圏開発整備法が制定された。

(2) 東北開発三法の成立

1950年、時の鳩山内閣総理大臣が、国策として東北開発を行う旨を表明した。また、1956年、国会では、自民党と社会党の共同提案による「東北開発に関する決議」が満場一致で可決された。こうした中で、経済企画庁に「東北開発班」が設置され、東北開発促進のための法律、東北開発公庫の創設、東北開発庁の設置などが検討された。

1957年、東北開発促進法が制定され、東北開発促進計画の策定、東北開発審議会の設置、計画に基づく事業の実施、資金の確保等が定められた。

また、同年、北海道開発公庫法が改正され、1956年に設置されていた北海道開発公庫の対象地域を東北に広げ、その名称を北海道東北開発公庫と変更された。また、1936年に東北地方の殖産興業を進めることを目的に設立されていた東北興業株式会社法を改正し、東北興業株式会社を東北開発株式会社に改組することとされた。

なお、東北開発庁は設置されず、経済企画庁内に東北開発室が新設された。

1958年、10年を計画期間とする東北開発促進計画が閣議決定された。

(3) 九州地方開発促進法等の制定

東北地方の開発のための法制度が整備された後、同様の内容である各ブロックごとの開発促進法が順次制定された。首都圏をはじめとする大都市圏についても同様に法制度が整備された。これから後に創設される様々な地域振興のための制度と同様、全国のほとんどの地域が特別に開発促進する地域とされたこととなり、特別扱いの意義があったのか疑問が残ることとなった。

【注】

1. 坂田期雄『現代地方自治全集地方自治制度の沿革第1巻』（ぎょうせい、1977年）317頁を参照。
2. 前掲・『現代地方自治全集地方自治制度の沿革第1巻』318-319頁を参照。
3. 前掲・『現代地方自治全集地方自治制度の沿革第1巻』327頁を参照。
4. 前掲・『現代地方自治全集地方自治制度の沿革第1巻』327頁を参照。

【参考文献】

大久保利謙（編）『体系日本史叢書政治史 III』（山川出版社、1967年）
坂田期雄『現代地方自治全集地方自治制度の沿革第1巻』（ぎょうせい、1977年）
地方自治百年史編委員会（編）『地方自治百年史第2巻』（地方財政協会、1993年）
東京市政調査会（編）『地方自治史を掘る』（東京市政調査会、2009年）
宮地正人他（編）『新体系日本史 I 国家史』（山川出版社、2006年）

【参考資料】

表1 人口、国民所得、国の歳出、地方歳出、地方税収、消費者物価指数の推移

(単位：千人(人口)、十億円(国民所得)、百万円(国の歳出、地方税収)、億円(地方歳出)、100(消費者物価指数は1960年)、%(増減率)

年(年度)	人口	増減率	国民所得	増減率	国の歳出	増減率	地方歳出	増減率	地方税収	増減率	消費者物価指数	増減率
1952	85,800	-	5,085	-	873,942	-	8,240	-	307,766	-	82.6	-
1953	87,000	1.4	5,748	13.0	1,017,164	16.4	10,698	29.8	336,205	9.2	88.0	6.5
1954	88,200	1.4	6,022	4.8	1,040,761	2.3	11,702	9.4	367,497	9.3	93.7	6.5
1955	89,276	1.2	6,719	11.6	1,018,169	△ 2.2	11,762	0.5	381,888	3.9	92.7	△ 1.1
1956	90,172	1.0	7,628	13.5	1,069,204	5.0	12,414	5.5	449,924	17.8	93.0	0.3
1957	90,928	0.8	8,286	8.6	1,187,676	11.1	13,782	11.0	527,190	17.2	95.9	3.1
1958	91,767	0.9	8,519	2.8	1,331,562	12.1	15,040	9.1	543,932	3.2	95.5	△ 0.4
1959	92,641	1.0	10,049	18.0	1,495,039	12.3	16,827	11.9	610,937	12.3	96.5	1.0
1960	93,419	0.8	12,000	19.4	1,743,148	16.6	19,928	18.4	744,236	21.8	100.0	3.6
平均増加率		1.1	-	11.3	-	9.0	-	11.7	-	11.7	-	2.4

注) 以下の資料に基づき著者が作成した。

- 1 人口は『明治以降 本邦主要経済統計』(日本銀行統計局(編))による。
- 2 国民所得 昭和5-33暦年は経済企画庁『国民所得白書』(昭和38年度版)による。
国民所得 昭和34-39暦年は経済企画庁『国民所得白書』(昭和40年度版)による。
- 3 国の歳出は『明治以降 本邦主要経済統計』(日本銀行統計局(編))による。
国の歳出は一般会計歳出内訳である。
- 4 地方歳出は『明治以降 本邦主要経済統計』(日本銀行統計局(編))による。
地方歳出は普通会計である。
- 5 地方税収は『明治以降 本邦主要経済統計』(日本銀行統計局(編))による。
地方税収は普通会計である。
- 6 消費者物価指数は『明治以降 本邦主要経済統計』(日本銀行統計局(編))による。

年表 第6期（1952-1960年）：戦後地方自治制度の修正期

時代の動き・国政の動き	地方自治の動き（地方行政・地方税財政）
1951年 最高司令官 マッカーサー更迭(4月)(時代)	1951年 地方自治庁、町村合併の推進に関する通知(1月)(行)
1951年 リッジウェイ最高司令官就任(4月)(時代)	1951年 住民登録法施行(7月)(行)
1951年 リッジウェイ声明(5月)(時代)	1951年 五大市「特別市制理由書」を公表(10月)(行)
1951年 政令諮問委員会の設置(5月)(国)	
1951年 政令諮問委員会、追放解除に関する答申(6月)(国)	
1961年 政令諮問委員会、独占禁止法等に関する答申(6月)(国)	
1951年 政令諮問委員会、労働基準法等に関する意見(6月)(国)	
1951年 第一次追放解除(6月)(国)	
1951年 第二次追放解除(8月)(国)	
1951年 政令諮問委員会、行政制度の改革に関する答申(8月)(国)	
1951年 行政簡素化本部の設置(8月)(国)	
1951年 サンフランシスコ講和条約調印(9月)(時代)	
1951年 日米安全保障条約調印(9月)(時代)	
1952年 講和条約発効(4月)(時代)	1952年 五大府県「特別市制反対理由書」を提出(2月)(行)
1952年 公明選挙連盟設立(6月)(時代)	1952年 地方税法の一部改正施行(6月)(財)
1952年 保安庁が発足(8月)(時代)	1952年 地方自治法の一部改正成立(8月)(行)
1952年 自治庁、国家消防本部設置(8月)(国)	1952年 地方公営企業法施行(10月)(財)
1952年 公職選挙法の一部改正施行(9月)(国)	1952年 地方公営企業労働関係法施行(10月)(財)
1952年 警察予備隊を保安隊に改組(10月)(国)	1952年 第三回地方教育委員選挙(11月)(行)
1952年 地方制度調査会発足(12月)(国)	1952年 市町村教育委員会が全面的に発足(11月)(行)
1953年 朝鮮戦争休戦協定調印(7月)(時代)	1953年 義務教育費国庫負担法施行(4月)(財)
1953年 自治大学校開校(10月)(国)	1953年 地方税法の一部改正施行(8月)(財)
1953年 町村合併推進本部の設置(9月)(国)	1953年 町村合併促進法施行(10月)(行)
1953年 町村合併促進基本計画・閣議決定(10月)(国)	1953年 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律成立(11月)(行)
1953年 地方制度調査会、地方制度の改革に関する答申(10月)(国)	1953年 奄美群島、日本に復帰(12月)(行)
1953年 町村合併基本方針・閣議決定(12月)(国)	
1954年 アメリカの水爆実験(3月)	1954年 地方税法の一部改正施行(5月)(財)
1954年 ジュネーブ停戦協定締結(7月)(時代)	1954年 奄美群島復興特別措置法施行(6月)(行)
1954年 防衛庁、自衛隊発足(7月)(国)	1954年 義務教育諸学校における教育の政治的中立性の確保に関する臨時措置法公布(6月)(行)
1954年 奄美群島復興計画決定(10月)(時代)	1954年 教育公務員特例法の一部改正公布(6月)(行)
1954～57年 神武景気(時代)	1954年 地方公務員の人員整理に関する件 閣議決定(2月)(行)
	1954年 地方交付税制度発足(5月)(財)
	1954年 地方自治法の一部改正成立(6月)(行)
	1954年 地方公務員法の一部改正施行(6月)(行)

1955年 行政審議会、行政制度の改善に関する答申(2月)(国)	1954年 警察法制定 都道府県警察の設置(7月)(行)
1956年 内政省設置法案提案(4月)(国)	1954年 昭和30年度地方財政に関する特別措置法公布(12月)(財)
1956年 日ソ共同宣言調印(10月)(時代)	1955年 地方税法の一部改正施行(8月)(財)
1956年 国際連合加盟(12月)(時代)	1955年 地方財政再建特別措置法施行(12月)(財)
1957年 地方制度調査会 地方制度の改革に関する答申(10月)(国)	1956年 北海道開発公庫設立(4月)(財)
1958年 内政省設置法案・撤回(3月)(国)	1956年 地方税法の一部改正施行(4月)(財)
1958年 町村合併最終処理方針 閣議決定(3月)(国)	1956年 新市町村建設促進法成立(6月)(行)
1958年 東北開発促進計画 閣議決定(8月)(国)	1956年 首都圏整備法施行(行)
1959年 九州地方開発促進計画 閣議決定(11月)(国)	1956年 地方自治法の一部改正成立(6月)(行)
1960年 日米安全保障条約改定(1月)(時代)	1956年 地方公務員法の一部改正成立(6月)(行)
1960年 四国地方開発促進計画閣議決定(国)	1956年 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行(6月)(行)
1960年 自治省発足(7月)(国)	1956年 政令指定都市制度の発足(7月)(行)
1960年 国民所得倍増計画 閣議決定(12月)(国)	1957年 北海道東北開発公庫発足(4月)(財)
	1957年 地方税法の一部改正施行(4月)(財)
	1957年 東北開発促進法等の東北開発三法成立(4~5月)(財)
	1957年 公営企業金融公庫設立(6月)(財)
	1957年 地方自治法施行十周年記念式典(11月)(行)
	1957年 地方自治近代化展(11月)(行)
	1958年 地方税法の一部改正施行(4月)(財)
	1959年 新国民健康保険法施行(1月)(行)
	1959年 地方税法の一部改正施行(4月)(財)
	1959年 消防組織法施行(4月)(行)
	1959年 消防法の一部改正施行(9月)(行)
	1959年 危険物の規制に関する政令施行(9月)(行)
	1959年 国民年金法施行(11月)(行)
	1959年 九州地方開発促進法施行(4月)(行)
	1960年 四国地方開発促進法施行(4月)(行)
	1960年 北陸地方開発促進法施行(12月)(行)
	1960年 中国地方開発促進法施行(12月)(行)

注)「(時)」は「時代の動き」に関する事項を、「(国)」は「国政の動き」に関する事項、「(行)」は「地方行政」に関する事項を、「(財)」は「地方財政」に関する事項を、それぞれ示している。